特記仕様書

(廃棄物の処理及び処分)

第1条 受注者は、廃棄物の処理及び処分にあたって、「廃棄物の処理及び清掃に関する 法律」を遵守し、受注者の責任において、適正に処理及び処分を行うものとする。

(一般廃棄物の搬出)

第2条 公園の除草及び剪定等により発生した一般廃棄物(草,枝等)は、原石山へ搬出すること。

流木分別の際,発生する一般廃棄物(缶,プラ等)は,次に掲げる場所へ搬出すること。

また、完了時においては、処分(処理)状況の分かる写真を提出すること。

一 一般廃棄物(缶,プラ等)

イ 受 入 場 所:勝浦郡上勝町福原字下日浦18-1 日比ヶ谷ゴミステーションロ 受 入 条 件:上勝町が指定するゴミの分別方法により分別を行う。

(施工管理等)

- **第3条** 作業状況写真は、同一箇所で施工前・施工状況・施工後を対比させて添付するものとする。
- 2 完了時は、監督員の確認を受けること。

(その他)

第4条 本仕様書に定めのない項目については、監督員と受注者が協議して定めるものとする。